

小金宿まつり実行委員会設置要領

(目 的)

第1条

小金の風物詩である小金宿まつり「(以下「宿まつり」という。)を実施し、小金のまちのにぎわいと住民のふれあいの場を提供することで、広く住民の参加による「ふるさと小金」の街づくりの推進を図るため、小金宿まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条

実行委員会は、小金商工連合会を中心として小金に関わる団体・法人・個人の委員をもって構成する。

2 実行委員会に実行委員長並びに副実行委員長(2名)、監事(2名)を置く。

実行委員長並びに副実行委員長は実行委員の中から互選により選出する。

尚、実行委員長は、1期2年とし、最長3期までとする。

監事は役員会で選任する。

3 実行委員長は、実行委員会を代表し会務を統括する。

副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある時は職務を代行する。

実行委員は、実行委員長とともに宿まつりの運営に尽力する。

監事は、実行委員会予算の執行並びに事業全般に関し監査する。

実行委員長は、実行委員長補佐を置くことができる。ただし、実行委員会の中から互選により選出する。

(職 務)

第3条

実行委員会は、宿まつりの実施に関する次の事項を所管する。

- (1) 実行委員会設置から宿まつりが完了するまでの管理運営
- (2) 宿まつり実施計画の策定
- (3) 宿まつり運営組織の設置
- (4) その他実行委員長が必要と認める事項

(宿まつり実施計画書)

第4条

実行委員長は、宿祭りの運営に関し万全を期するため、実行委員会に諮り宿まつり実施計画書(以下「実施計画書」という。)を策定する。

2 実施計画書には、会場設営、交通規制、防犯警備、消防及び清掃の各計画を揚げ、各計画の実施に向けた運営組織を設置し、その体制づくりに努める。

(事務局)

第5条

実行委員会の総務を処理するため、実行委員長が属する団体内又は自宅に事務局を置く。
事務局に事務局長並びに会計、書記（若干名）を置き、事務局長は実行委員会の総務を処理する。
尚、事務局長は実行委員から互選し、会計、書記は、役員会で選任するものとする。

(運営班の設置)

第6条

事務局内に、次の運営部を置く。

(1)総務部 (2) 設営部 (3) 警備部 (4)企画部

2 各運営部には、役員会での選任により、部長及び部員を置き、各部長は担当副実行委員長、事務局長の指示のもとに各部相互の連絡調整の下に所管する事務を処理する。

(会議)

第7条

本会の会議は、役員会および部会とし、必要に応じて開催する。

(役員会)

第8条

役員会は実行委員長が招集するか、役員の大過半数をもって招集できるものとし、次に掲げる事項を審議し、議決する。議長は実行委員長が務める。

- (1) 第3条各号記載の事業運営、執行に関する事項
- (2) 設置要領の改廃に関する事項
- (3) 予算および決算に関する事項
- (4) その他実行委員長が必要と認める事項

役員会は、出席者の過半数を以て議決する。

但し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(その他)

第9条

上記の他必要な事項は、実行委員会に諮り実行委員長が定める。

(附則)

附則第1 この要領は、令和5年10月1日から施行する